

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和 50 年大磯町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 48 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改め、同項第 2 号中「、第 29 条又は第 36 条」を「又は第 29 条」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（5） 法第 473 条第 1 項又は第 2 項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出期限までに提出しなかった者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 2 月を経過した日から施行する。ただし、第 48 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成 23 年 9 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄